

整理番号 18

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	□ 5 年 □ 4 月 □ 26 日	支 出 額	百万 千 円
		64352	※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃貸料(5冊) $80,440 \times 0.8 = 64,352$		
領 収 書 等 貼 付 欄			
小 島 信 昭		政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため	

1	1	1	1
15	05-04-26	送金	*80,000 ATM
16	05-04-26	手数料	*440
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 ○お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に記載すること。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
57108	05-04-26	10:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		

お取引現金内訳	(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	百円	円
C認証			
お振込明細またはご案内			
お受取人	電信		
様			
登録番号	0001		
ご依頼人	コシマノフアキ様		
電話番号	048-758-1624		
取扱番号	300008		
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」といふ。)と借主 瓢箪県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」といふ。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	高橋ビル1階貸事務所	1 階 号室
所在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)	
建 物	木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 構 造 瓦葺・スレート葺・埴瓦メキシキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建／全()戸	
種 類	事務所	新築年月 平成11年 4月
面 積	29.75 m ²	
附 属 施 設		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 5月 1日 から令和7年 4月 30日まで(2年間)	年 月 日
目的物件の引渡し時期	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等 円)	80,000 円	家 財 保険料 円
敷 金	継続 (賃料 1ヶ月)	80,000 円	

その他の条件

貸与する建 物等の支払時 期の支払方 方法	建 No. 本 数	本	本
賃料等の支払時 期	毎月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支 払方法	□振 込 □持 参 先 □口座引落 □委託会社名	貸主指定の口座へ振込支払いする。 持参先 委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL	(会社名・部署名)
頭書(6) 貸主及び管理業者		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	□連帯保証人 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	氏名 住所
	□家賃債務保 証会社の提供 する保証 主たる事務 所の所在地	家賃債務保 証会社名 主たる事務 所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。
頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

契約条項

貸主代理	(有) 宝来屋不動産商会		
甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
乙・借主	氏名	寺田 弘義	TEL 048-758-1100
連帯保証人	氏名	島 信昭	TEL 048-758-1624

(契約の締結)

- 第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

- 第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、頭書(8)の記載のとおり、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

- 第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

- 第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

- 第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

- 第6条(ア) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもつて賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しがあつたときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(イ) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもつて賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の額を差し引き、返還するものとする。

- 4 甲は、本物件の明渡しがあつたときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。
※団は実印

宅地建物取引業者登録番号	(REDACTED)	登録番号	(REDACTED)	大臣()第 号 知事()第 号
免許年月日	平成29年8月23日	免許証番号	(REDACTED)	平成 年 月 日
氏名	(REDACTED)	氏名	(REDACTED)	平成 年 月 日

建物取引士事務所所在地	(有) 宝来屋不動産商会 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に從事する 事務所名 事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL
-------------	---------------------------------------	----------------------------------	---------------	---------------

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方にに対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下統称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 假説又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得たときは、乙は、賃料の ケ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全額又は一部につき、転貸してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、危険性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、事務機器その他の中量の大きな物品等を搬入し又は備付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

八 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段、廊下等共用部分への物品の設置

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用規則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸す。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)
第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となる修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二 その他費用が僅微な修繕

4 本物件内に競選箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)
第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。

1 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
2 乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用の負担を怠ったとき
3 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を維持するこれが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

1 本物件を頃嘗(2)記載の事業以外の用に供したとき
2 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
3 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があつたことが判明したとき
4 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
5 銀行取引の停止
6 破産手続の開始
7 民事再生手続の開始
8 会社更生手続の開始
9 特別清算手続の開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

1 第7条の趣旨に反する事実が判明したとき
2 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)
第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)
第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならぬ。

4 本契約終了時に本物件内に残置されたこの所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した作業・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復しきめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後に本物件を賃貸しようとする者又は本物件を競り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができるものとする。

4 甲は、火災による延滞を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間に本物件を不在にして本物件内及び本物件が所在する建物等の保管等に支障が生じるおそれがある場合における他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入らなければならぬ。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 貨物等支払い方法の変更

二 領書(6)に記載した管轄業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを連滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、領書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 領書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めるものとする。

一 領書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、申の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証入へは、第一号に定める義務を負うものとする。

3 領書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 領書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容について別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手書きをとらないもの。
- 二 乙が前号の手書きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、領書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定によれば、前号の規定にかかるわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したものとみなす。

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盜難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責任によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責任を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に従い、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、領書(9)記載のとおりとする。

整理番号 23

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	05 年 04 月 26 日	支 出 額	百万 千 円 4 7 5 2 0
使 途	05.05.26 05.06.26 事務所駐車場(職員2名客2名) 52800×0.9=47520		※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012617

松澤正果議会議員事務所
代表 松澤正様

R5年4月26日

金額	百万	千	円
117600	1	7	6

(税込)

但凡駐車場駐車料金500円にて

上記金額正に領収いたしました



取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号 23 - 1

領 収 書 貼 付 欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012623

松澤正議員
代表 松澤正 様

25年 5月26日

金額	百万	千	円
	4	1	600

(税込)
但下記駐車場 駐車料金4月分として

上記金額正に領収いたしました

印紙



取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

自動機をご利用の場合 矢印の方向にお入れください				
年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
05-06-26	駐車料	*17,600		

支出先 [REDACTED]

松澤正

整理番号

64

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<u>5年4月26日、5月26日、6月26日</u>							
支 出 額	月額7,500円×3カ月=22,500円	百万 千 <table border="1"><tr><td></td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載		1	8	0	0	0
	1	8	0	0	0			
使 途	事務所駐車場 賃借料 <u>4月～6月分</u>							
支 出 先	株式会社 渡辺住研							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コー ^ボ 番		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座			

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)			
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所		
	フリガナ	生年月日 1974年 6月 25日	
	氏名	TEL	印
	渡辺 大	携帯	
	090-4241-4211		
メールアドレス			
勤務先	住所		
TEL			
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研 営業担当		
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階		
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010	宅地建物 取引士	
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK			
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月 26日
太枠をご記入下さい。			

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算にては行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
1. 乙の銀行口座より自動振替(SUMBCファイナンスサービス 株式会社)
 通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
 振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
 但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 2. 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車をすることは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にてて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
1. 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 2. 火気の取扱等をしないこと。
 3. 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 4. 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 5. 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 6. 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 7. その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の 1ヶ月分相当額 を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡しの申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
1. 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 2. 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 3. 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時までに、甲が指定する更新契約書を甲に對し提出する。
 4. 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(株)渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 5. 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 6. 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が遅滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとします。
 7. 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 8. 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 9. 雪掻きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 10. 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 11. 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 12. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45~17:45 定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付いたしますので予めご了承ください。)

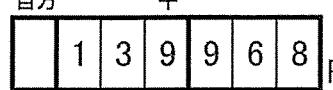
カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号			65
------	--	--	----

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5年4月26日、5月26日、6月26日</u>						
支 出 額	月額58,320円×3カ月=174,960円  ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968)						
使 途	事務所賃借料 <u>4月～6月分</u>						
支 出 先	株式会社 渡辺住研						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印 

住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	荻原コーポ			3DK 102号室
	構造	木造		2階建	専有面積 48 m ²
	契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日			
	家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費 円
	敷金	円	礼金		円
	更新料	新賃料の 0.5ヶ月相当額	更新手数料 ※		仲介手数料 ※ 円
	保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※ 1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)						
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研					
乙 (賃借人)	契約時 住 所					
	ふりがな	生年月日	1974年 6月25日			
	氏名	渡 辺 大	TEL			
		090-4241-4311	携帯			
	メールアドレス					
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による					
入居者情報						
緊急連絡先 (身元引受人)						
丙 連帯保証人	住					
	ふりがな	生年月日				
	氏名	TEL				
	勤務先	住所				
TEL						
丙 (保証会社)	会社名					
仲介人	株式会社 渡辺住研					営業担当
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階					
TEL 049-253-3636	免許No.	埼玉県知事免許 (13) 第5935号				
株式会社 渡辺住研 鶴瀬店	TEL 049-255-1010				宅地建物取引士	
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK						
<特約事項> 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、						
甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。					締結日 2022年 7月26日	
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。						

※太枠にご記入下さい

貸人(甲)と賃借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通
誠し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

51条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

52条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

53条(資料・共益費等)

1. 賃料および共益費(以下「資料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
2. 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
3. 乙の賃料等の支払いは前月賃料と定め、当月分の家賃支払いは前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。
但し、乙が法人の場合は資料等の支払期日は前月末日までとします。

54条(資料等の振込口座)

4. 乙が甲に対し資料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
5. 乙が甲に対し資料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
6. 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
7. 第2項の資料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記帳された日とします。

55条(資料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の資料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の資料等が不相応となったものと判断したときは資料等を改定することができるものとします。

56条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

57条(遅延損害金)

乙が資料等の支払い、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割

計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

58条(連帯保証人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
2. 連帯保証人(以下「丙」とします。)は契約時資料の12か月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
3. 丙は、合意更新・法定更新にかかるわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
4. 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
5. 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
6. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
7. 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
8. 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
9. 丙が、甲に対し、身分証明書を提示して、資料等の他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

59条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し清算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - (1) 乙が資料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の資料等の支払義務を負ったとき。
 - (2) 乙が甲への届け出をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

60条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適當であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。

2. 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、

乙の身元を速やかに引き受けける義務を負います。

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受けける義務を負います。
4. 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
5. 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
6. 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ
甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適當であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
7. 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
8. 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

61条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室に第三者(乙及び別紙賃貸保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

62条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模擬替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

63条(普管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に關し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

64条(禁止・制限・遵守事項)

1. 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をして第三者に使用させではありません。
2. 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2) 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3) 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4) 大音量・高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5) 猛獸、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6) 騒音、悪臭の発生その他の環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7) 鍵、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8) 本貸室を亮春または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9) 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10) 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

2

整理番号

23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>		
---------------------------------	--	--	--

支出年月日	□5年□4月□27日	支出額	百万 千 円 □□45000
※政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(5月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $50000 \times 0.9 = 45000$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。FSCM

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		*****			
取扱店	お取引日	時刻			
58481	05-04-27	17:52			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥50,000	¥0			
お取引後の残高(円)	おつり				
*****	*****				
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)	(現貨)認証				
万円 千円 千円	円				
お振込明細またはご案内			入手料		
お受取人			こと。		
登録番号 0003					
アサミケンシ "セイムカット" ウシ" ムシヨ様					
電話番号 [REDACTED]			印紙税申告納付につき淮和		
取扱番号 270001			*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 → 税務署承認済		

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。)とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。)について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)を締結した。

第1条 (本契約)

○
甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

○ 第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないと、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

○ 第3条 (賃料の支払い)

1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってすると

ともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとする

ものとする。

○ 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙
が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

○ 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使
用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契
約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

○ 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（1）賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき

（2）本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除するこ
とができる。

（1）乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条（当然終了）

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

第11条（現状回復義務）

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

（建物の表示）

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41m²

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] ●

乙) 住所 株父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名 阿左美 健司 ●

整理番号

			8
--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin-bottom: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="margin-bottom: 0;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------	---

支出年月日	□5 年 □4 月 □27 日	支 出 額	百万 千 円 □□□ 3872
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	3月分事業ゴミ処理代		
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため $4400 \times 0.8 = 3520$ $440 \times 0.8 = 352$			

キャッシュレスサービスご利用明細		
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 KYOCERA		
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	05-04-27	09:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	認証	
(1万円) 円 千 円	(1千円) 円 千 円	
お振込明細またはご案内		
電信		
カメリソキン		
ミサト		
普通 0178856		
(1)ネモトセイソウ様		
登録番号 0002		
アイザワケイイチロウ セイムカットウジ様		
お振込人	電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
ご依頼人	取扱番号	300048
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →		

別紙明細

埼玉県議会自由民主党議員団

糸澤圭一郎

¥440 [振込手数料]

しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

8

乙

お客様コードNo. [REDACTED]

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

(発行日 5年 4月 3日)

No.

有限会社 根本清掃

〒341-0044

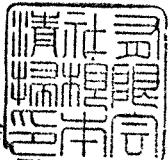
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5年 3月 31日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単価	金額
5 331	313	ゴミ処理代基本料3月分	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			<御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額:	4,000)			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		直引・返品 (税抜)				0

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2023年 4月 27日

NO. _____

¥ 4400 -

但し3月分事業用代 上記の金額正に領収いたしました

¥400 -

内消費税

現 金

小 切 手

屎尿浄化槽維持管理士

三郷市指定一般廃棄物処理

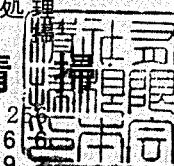
屎尿浄化槽清

有限会社 根本清

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL (048) 955-2466

FAX (048) 956-6197

取
印
紙

係

J10953

整理番号	9
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
	7	8	9
	5	6	7
	4	3	2

支出年月日	5 年 4 月 27 日	支 出 額
		百万 千 円 6 1 2 0 0
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>		
使 途	事務所・駐車場・賃借料 令和5年 5月分	
<small>政務活動に使用する割合が10以上あるため</small>		
$68.000 \times 0.9 = 61.200$		
領 収 書 等 貼 付 欄		逢澤圭一郎 <small>埼玉県議会自由民主党議員団</small> $*69.100 - 1.100 = 68.000$ <small>→自己負担分: 7.100円(セブン千一百円)</small>

05-04-27 家賃	*69,100 家賃等	
<small>支出元 5.4.27 カクセイハウジング</small>		

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書（住宅）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約（令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス 部屋番号 0101	間取り 3DK
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根 地上 4階 地下 階建 専有面積 52.66 m ²	

第1条（賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料）更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条（月払金）月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条（その他）本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月/日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 逢澤圭一郎 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[REDACTED]

株式会社タイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 途澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2 年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円 (更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--	---------	-----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円 (消費税別途)
--------	-----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000 円	0円	0円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021/ 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 途澤 圭一郎 [REDACTED] [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[REDACTED]	メーカー名	ホンダ
車名	ステッフワゴン	色	白

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイセイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

20-03-19改

登録番号: 00039512

賃貸契約No. [REDACTED]

契約者コード: [REDACTED]

使用者コード: [REDACTED]

整理番号 6

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	 5 6 年 4 7 月 2 8 日	支出額	 百万 千 円 2 6 1 3 6 0
使 途	事務所家賃・駐車場代 (5~7月分)	$82,500 \times 3\text{ヶ月} \times 0.9 = 222,750$ $14,300 \times 3\text{ヶ月} \times 0.9 = 38,610$ × =	

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 [] - []

領収書貼付欄

* 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団 「うち家賃 82,500 × 3ヶ月」

「うち駐車場代 13,000×3ヶ月」

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	05-04-27	14:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円)	(支) 認証
万 千 千	円 千 千	円
お振込明細またはご案内	電信	
おミツビシユーフィッシュイ 受キソシチヨウ 取普通 0798970 人カクラント様 登録番号 0005	マツイヒロシ セイムカットウシムシヨ様	
ご依頼人	電話番号 []	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 400077	
		*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	05-05-30	11:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円)	(支) 認証
万 千 千	円 千 千	円
お振込明細またはご案内	電信	
おミツビシユーフィッシュイ 受キソシチヨウ 取普通 0798970 人カクラント様 登録番号 0005	マツイヒロシ セイムカットウシムシヨ様	
ご依頼人	電話番号 []	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 400048	
		*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	05-06-28	15:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円)	(支) 認証
万 千 千	円 千 千	円
お振込明細またはご案内	電信	
おミツビシユーフィッシュイ 受キソシチヨウ 取普通 0798970 人カクラント様 登録番号 0005	マツイヒロシ セイムカットウシムシヨ様	
ご依頼人	電話番号 []	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 500001	
		*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号	
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	------------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限：毎月末日までに翌月分を支払う	
支 払 方 法	1. 口座振替 [REDACTED] 2. 振込み 口座名義人 TEL : [REDACTED]
	3. 持参 持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	T E L
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL [REDACTED]
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	[REDACTED]
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松井 ひろみ	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	[REDACTED]
宅地建物取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	[REDACTED]
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	[REDACTED]
宅地建物取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部

T E L : 03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	一円	一円
水道代	700円	700円
消費税	一円	一円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年（令和元年）7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更に含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号			
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8			
	構 造	鉄骨造／亜鉛メッキ鋼板葺／(3) 階建			
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月	
	面 積	29.65m ² (8.97坪)			
附 属 施 設		無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書（3）の契約期間「2019年（令和元年）7月20日から2022年（令和4年）7月19日まで」とあるを「2022年（令和4年）7月20日から2025年（令和7年）7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6月29日

甲・貸主	氏名 株式会社 平野商事	TEL [REDACTED]	TEL・FAX 03-6204-2907
	代表取締役 張洋	[REDACTED]	[REDACTED]
住所 〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13			
乙・借主	氏名 松井弘	TEL [REDACTED]	[REDACTED]
	住所 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
連帯保証人	氏名 原契約書通りとする	TEL [REDACTED]	()
	住所 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。		

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社G r a n t	商号又は名称	[REDACTED]
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	[REDACTED]印
	主たる事務所	東京都墨田区立川3丁目3番8号	主たる事務所	[REDACTED]
	所在地・TEL	03-6659-9256	所在地・TEL	[REDACTED]
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	()第 号
免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日	
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]印
	登録番号	[REDACTED]号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社G r a n t	業務に従事する事務所名	[REDACTED]
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号	事務所所在地	[REDACTED]
	TEL	03-6659-9256	TEL	[REDACTED]

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事



新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠



管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年（令和5年）3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年（令和5年）3月1日以降は、賃貸管理業務（家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応）は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいよう宜しくお願ひ致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、

2023年3月分賃料等（2023年2月末支払い分）より、下記口座に変更となります。
大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願ひ致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

[REDACTED]

〈連絡先〉

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL（代表）：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料（2023年2月末支払い分）より
三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970
株式会社Grant（グラント）

以上

整理番号 20

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年4月27日 他	支 出 額	百万 千 円 162594
使 途	事務所賃借料 (4.5.6月分)		

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,220 \times 0.9 \times 3 \text{ヶ月} = 162,594$$

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただきまことにありがとうございます。

お取引日	05-04-27	お取引店番	機番
お取引種類	お引出し		
カード番号(4桁番号)	[REDACTED]	取引通番	0078
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	同支店番号
残高		お取引時刻	11:12
ご案内	ご利用手数料	¥220	
お受取人	[REDACTED]		

依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

お取引日
05-04-27
お取引店番
機番
お取引種類
お引出し
カード番号(4桁番号)
[REDACTED]
お取引金額
¥60,000
残高
お取引時刻
11:12
ご利用手数料
¥220
お受取人
[REDACTED]

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただきまことにありがとうございます。

お取引日	05-05-26	お取引店番	機番
お取引種類	お引出し		
カード番号(4桁番号)	[REDACTED]	取引通番	0114
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	同支店番号
残高		お取引時刻	11:31
ご案内	ご利用手数料	¥220	
お受取人	[REDACTED]		

依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

お取引日
05-05-26
お取引店番
機番
お取引種類
お引出し
カード番号(4桁番号)
[REDACTED]
お取引金額
¥60,000
残高
お取引時刻
11:31
ご利用手数料
¥220
お受取人
[REDACTED]

印紙税申告納
付につき宇都宮

印紙税申告納
付につき宇都宮

ない

印紙税申告納
付につき宇都宮

印紙税申告納
付につき宇都宮

このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

足利銀行

このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

整理番号 [] - []

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機種
05-06-27	0400	04
お取引種別	お引出し	
取扱店番	取扱店番	取扱店番
[REDACTED]	[REDACTED]	0027
支店名	支店名	支店名
お取引金額	お取引金額	お取引金額
¥60,000	0129	[REDACTED]
残高		
お取引時刻	説明コード	カット入金取引番号
09:16		¥220

ご案内
お受取人

依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付につき宇都宮

1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

* * * * *
このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 飯塚 俊彦 (以下「乙」という。) と
連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という。) とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係ないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所		
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7 (住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号	家 屋 番 号	1976 番 7
	種 類	事務所		
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建		
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²
	物件の所有者	(住 所) [REDACTED]	(氏 名) [REDACTED]	
(2) 賃貸借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類：) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税)
	敷 金	(賃料の ケ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税)
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雜 費	(月額) 円 (消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の 1 ケ月分
		<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税)	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税)	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> その他		
		(償却分は、償却時から 10 日以内に補填しなければならない。)		
	礼 金	(賃料の ケ月分) 円 (消費税)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税)
	火災等保険料	実費		
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理・共益費及び・雜費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
	振 込 先	[REDACTED]	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
		口座 No. [REDACTED]		
		(フリガナ) [REDACTED]		
		口 座 名 義 人 [REDACTED]	金 60,000 円	
	翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月分前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。			

(3) その他	付 属 施 設					
	正面玄関	No.	個	No.		
	東側出入口	No	個			
					合 計	個
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 28 年 4 月 吉 日					

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED]	〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] [REDACTED]	飯塚俊彦 [REDACTED]

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)
-------------------	-----------------------------	-----------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登録番号	[REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	

整理番号

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	 5 年 4 月 2 7 日 ほか
支 出 額	 百万 千 3 3 6 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 140,000 円 × 3ヶ月 × 80% = 336,000 円)
支 出 先	事務所賃料 (4・5・6 月分)

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃貸借契約書

貸主

(以下甲という)

借主 立石泰広

(以下乙という) と 連帯保証人

(以下丙という) とは、下記条項に

に基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19m ² の内1階 101号
	店舗面積 約50.48m ² (15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盜難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責は負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

- 本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。
2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
 3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
 4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

- 天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。
2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

- 賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。
1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
 3. 第7条の規定に違反したとき。
 4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
 5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
 6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
 7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
 8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

- 本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

- 賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めの無い事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に關し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任せざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年（365日当たり）14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。

3. 賃料の振込先

名義人

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月 2日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帶保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番7号

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7344

宅地建物取引士

登録番号

号

整理番号 7

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	 5 年 4 2 8 日 5年 5月 31日 5年 6月 30日
支 出 額	百万 千 2 4 3 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円 × 0.9 × 3ヶ月 = 243,000円)
使 途	4月分、5月分、6月分 事務所賃借料
支 出 先	大和リビング株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





(1) 物件の表示	名称・室番号	コスモス	階層	2階	202号室	
	所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6				
	間取り	2LDK	専有面積	50.31m ²		
	構造	軽量鉄骨造	建物所有者			
	建築年月	2023年3月				
(2) の当事者	賃貸人(甲)	大和リビング株式会社	*****	*****	お取扱い事業所	
(3) 別欄	賃借人(乙)	宇田川 幸夫	*****	*****	埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5ストライブ1階 八潮営業所	
	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間				
	賃料	¥50,000-	金融機関			
	共益費	¥5,000-	店名			
月額			預金種別			
			口座番号			
			フリガナ			
			口座名義人			
			支払方法			
	月額合計	¥55,000-	支払期限			
	更新料	更新料新賃料のヶ月相当分	翌月分を当月末日までに支払う			
	礼金	¥225,000-	退延損害金	年14.6%（1年を365日として日割計算）		
	時	ルーリング料金	月割算定期	1ヶ月を曆日とする		
	金					
(5) 標識額	*****					
(6) 管理は終了先	名称	大和リビング株式会社	所在地	埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5	電話	048-999-7180
	在電	八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨		ストライブ 1階		
	連絡先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイワリビングインフオームーションセンター)				
(7) 特約・特記事項	別紙賃貸契約書特約・特記事項参照					

保証会社	住所	東京都千代田区麹町1-1半蔵門ファーストビル 2階			
	氏名	フリガナ	生年月日	西暦	年月日
	固定期	4ヶ月			
	固定電話	03-5213-0250	携帯電話	()	
	緊急連絡先	住 所	生年月日	西暦	年月日
		フリガナ			
		氏名	乙との続柄		
	固定電話	()	携帯電話	██████████	
媒介	媒介	媒介	媒介	媒介	媒介

整理番号 8

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	 5 年 4 月 2 8 日 5年5月31日 5年6月30日
支出額	百万 千 4 7 5 2 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円 × 2台 × 3ヵ月 × 0.9=47,520円)
使途	事務所駐車場代
支出先	大和リビング株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



(1) 物件の表示	駐車場名 コスモス 駐車場
所 在 地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
区画番号 (1)	■■■■■
車 名 (1)	車体の色
自転車登録番号 又は車両番号 (2)	排 気 量
車 名 (2)	車体の色
自転車登録番号 又は車両番号 (3)	排 気 量
貸借人 (甲) の当事者 車名(1)の 車両使用者	***** 宇田川 幸夫 ***** 車名(2)の 車両使用者
契約期間 (4)	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間
駐車料	¥8,800-
店 名	金融機関 ■■■■■
月額	預金種別 ■■■■■
	口座番号 ■■■■■
	フリガナ ■■■■■
	口座名義人 ■■■■■
	支払方法 自動扣座振替・クレジットカード・上院口座振込
月額合計	¥8,800-
一時金	返延損害金 年14.6% (1年を365日として日割計算) 日割料等 算定期 1ヶ月を曆日とする
恒基額 (6)	***** 称 大和リビング株式会社 所在地 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 電話 048-997-7180
管理は終了先 会社	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照
(8) 特約・特記事項	

賃貸人(甲)	■■■■■
賃貸人(甲)の代理人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之
賃借人(乙)	住所 〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室 個人 氏名 フリガナ サガリヨシ 氏名 メールアドレス 所在地 〒 人 法社名 担当部署 書類送付先 担当者名 FAX 印 電話 () FAX () 印
※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要 住宅名 : 号室	
賃借人の概要	氏名 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男・女) 個人 勤務先 ■■■■■ 所住地 ■■■■■ 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所
	電話 ■■■■■ その他連絡先 電話 () 電話 () その他の連絡先 — —
保証会社	住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 氏名 フリガナ 氏名 リトア 氏名 株式会社イントラスト 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 ()
緊急連絡先	住所 ■■■■■ 生年月日 西暦 ■■■■■日 氏名 () 固定電話 () 携帯電話 ■■■■■
媒介	

<頭書>

(1) 物件の表示	駐車場名	コスモス 駐車場
	所 在 地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
区画番号(1)	区画番号(2)	
車 名(1)	車体の色	
(2) 車両登録番号又は車両番号(2)	排 気 量	
車両登録番号又は車両番号(3)	車 体 の 色	
貨貸人(甲)の当該者(4)	排 気 量	
賃借人(乙)の車両使用権期間	預 金 額	¥8,800-
月額	店 名	金融機関
	預 金 種 別	
	口 庫 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	
	支 払 方 法	自動扣取機・クレジットカード・上記扣取込
月額合計	支 払 期 限	翌月分を当月末までに支払う
-	遅延損害金	年14.6% (年を365日として日割計算)
時 金	日割賃料等 算定期進	1ヶ月を曆日とする
(6) 極限額	保証会社	株式会社イントラスト
(7) 管理又連絡先	住 所	東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階
名 称	フ リ ガ ナ	生年月日 西暦
在 地	氏 名	年 月 日
電話	固定電話	乙との続柄
048-999-7180	（ ）	携帯電話
先フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイワリビングインフォメーションセンター)		
別紙賃貸契約書特約・特記事項参照		
(8) 特約・特記事項		

契約締結日 西暦 年 月 日	
賃貸人(甲) 〒 [REDACTED]	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之 八潮営業所
賃借人(乙) 人 アリガネ リバーベイ 氏名 幸夫 メールアドレス 所在地 〒 [REDACTED] 社名 人 書類送付 担当者名 FAX () 担当部署 担当者名 FAX () 印	※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要 住宅名 : 号室
氏 名 宇田川 幸夫 勤務先 所 在 地 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所	生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男・女) 電 話 [REDACTED] その他の連絡先 電 話 () その他の連絡先 — —
賃借人の概要 人	〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 氏名 桃太郎 氏名 桃太郎 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 ()
(7) 管理又連絡先	緊急連絡先 住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 固定電話 （ ） 携帯電話
名 称 在 地 電話	生年月日 西暦 [REDACTED] 日 乙との続柄
大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライプ 1階 048-999-7180	先フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイワリビングインフォメーションセンター)
別紙賃貸契約書特約・特記事項参照	媒介
(8) 特約・特記事項	

整理番号

28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	8:事務費
	10:交通費	

支出年月日	5年6月28日	支 出 額	百万 千 円 270594
使 途	事務計賃料3ヶ月分 (4/28、5/29、6/28)	※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上あるため	
領 収 書 等 貼 付 欄	横川 雅也 家賃 $100,220 \times 3 \text{ヶ月} \times 9/10 = 270,594$ (220円振込料)		

17 05-04-28	送金	*100,220
05-05-29	送金	*100,220
05-06-28	送金	*100,220

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※控分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えではならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となつたときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

- 2 乙は、建具、造作、給排水設備。照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
- 3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

28-4

振込口座

金融機関名 :

普通預金 :

口座名義人 :

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

賃貸人（甲） 住所

氏名

賃借人（乙） 住所

氏名 横川 雅也

28-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01 平方メートル

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 [REDACTED] 横川 雅也

整理番号

29

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
□□年□□月□□日	支 出 額	□□□□□□□□
※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	駐車場賃貸料 3ヶ月分 (4/28・5/31・6/30) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	

領収書等貼付欄 *株式会社不動産*
横川 雅也 *21,220 × 3ヶ月 × 9/10 = 57,294*
(220円指込税別)

16. 05-04-28	送金	✓ *21,220	カ)マツホ"リフト"ウサ
17.			未記入
18. 05-05-31	送金	✓ *21,220	カ)マツホ"リフト"ウサ
19.			未記入
20. 05-06-30	送金	*21,220	カ)マツホ"リフト"ウサ
21.			未記入

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

29-2

駐車場（自動車保管場所）契約書 新規
【法人用】

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場		第 [REDACTED] 号
車種	軽自動車	その他	色 [REDACTED] 車番 [REDACTED]
賃料	月額 7,000 円 (税込) × 3台	※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台	
賃料等 支払方法	支払期日：毎月末日 支払方法：振込入金にて支払う 振込先：[REDACTED]		
契約期間	西暦 2021年9月1日より 西暦 2023年8月31日まで 満2年間 (期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる)		
車庫証明書等 の発行手数料	1台・1か所・1回につき 3,300円 (税込)		

上記に基づき賃貸人を甲、賃借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。
尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万一1か月なりとも滞納する場合は、
甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。
なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを
甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入り
を妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定され
ている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切し
てはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場内で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害ま
たは火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わない
ものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、
隨時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、
その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償
するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を
解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車輌等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、
乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分
しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から
解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と
同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は
所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約
された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメールマガ配信・お客様との連絡目的
としてのみ使用する。

29-3

特約条項

- *月極駐車場の解約手続きは、解約日（15日もしくは月末日）の1か月前までにお申し込みが必要です。
- *弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021年9月1日

賃貸人（甲）住所 〒 [REDACTED]

氏名

代理人住所 〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号

氏名

株式会社 松堀不動産

代表取締役 堀越 宏一

賃借人（乙）住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

法人名／代表者名

横川 雅也 事務所 県政調査室

TEL

TEL (0493)77-5050

FAX

FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名

役職

事務員

メールアドレス

@

緊急連絡先 住所 〒 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

氏名

横川 雅也 事務所 県政調査室

続柄

自宅TEL

TEL (0493)77-5050 携帯TEL

FAX (0493)77-1000

国土交通大臣免許（2）第8828号

仲介会社 埼玉県東松山市箭弓町2-2-12

株式会社 松堀不動産 東松山西口店

代表取締役 堀越 宏一

TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名 /部屋番号		担当印	[REDACTED]
----------------	--	-----	------------

整理番号 5

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	 5 年 4 月 2 8 日 5/31,6/28
支出額	百万 千 1 0 8 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	(按分した場合の積算方法 月額40,000円×3カ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構 造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条 (使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条 (賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条 (賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条 (その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20

氏名 岡地 優 [REDACTED]

整理番号

19

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□5年□4月□28日	支 出 額	百万 千 円
使 途	政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8%以上であるため $50000 \times 8\% = 4000$		

領収書

No. 879

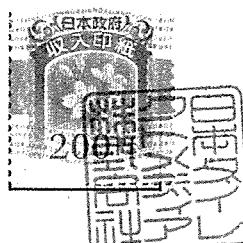
領収日 2023年04月28日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年5月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額:

50,000円

消費税額等:

0円

〒331-0821
埼玉県さいたま市桜区日進町2-
789

みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2023年04月28日

請求書番号 : 879

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクトデジタル株式会社
〒331-0823
埼玉県 さいたま市浦和区西新井2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年5月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1カ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

6

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□5年□4月□28日 5月31日・6月30日
支出額	87593×3ヶ月=262,779 〔百万 千〕 262,779× $\frac{1}{10}$ =23,6502 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	家賃・共益費・駐車場料金(4月5月6月分)
支出先	(有)村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物更新賃貸借契約書

頃書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ	
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10	
構 造・規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て	
用 途	事務所	
契 約 面 積	1 階部分	59.95 m ²
余白		

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2022年3月19日から	2年 - 月間	
終期	2024年3月18日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額 77,000 円 (内消費税等 7,000 円 · 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 5,500 円 (内消費税等 500 円 · 税率 10 %)
保証金(敷金)	80,000 円 賃料の一ヶ月相当額
保証金(敷金) の償却・敷引	-
駐 車 料	5,093 円 (内消費税等 463円 · 税率10%)
電気・水道料	5,500 円 (内消費税等 500円 · 税率10%)
支 払 時 期	翌月毎月末日までに支払う
■ 振込 □	
賃料等の 支払方法	振込先金融機関名・支店名 口座番号 振込手数料負担者
	口座名義人・フリガナ 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 有限会社村田管理サービス	電話 048 (861) 5234
	住所 埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 -
	氏名 -

(6) 連帯保証の極度額

極度額 - 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (□ 有・□ 無)

(契約の締結)

更新料の金額 新賃料の 1 ヶ月分 □ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分(消費税別)を支払うこととする。

第1条 貸

り

(使用目的)

特約条項

第2条 借

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処をすること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

(契約期間)

第3条 本

(賃料)

第4条 住

21.

3 貸

ま

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2022年3月19日(共益費)

第5条 住

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号

有限会社 村田管理サービス

氏名 代表取締役 村田 佳

電話番号 ()

2 戸

3 1

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室

氏名 茅木裕介

電話番号 048(872)1255

(保証金支

第6条 住

連帯保証人 住所

氏名

電話番号 ()

2 戸

3 1

極度額

- 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

4

取引態様 ■ 媒介 □ 代理

取引態様 □ 媒介 ■ 代理

4

免許証番号 埼玉県知事(5) 第 19084 号 免許証番号

第 号

5

事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目10号

6

商 号 株式会社 グッドスタイル

号

4

代表者等 益子 賢治

代表者等

印

登録番号

登録番号

第 号

印

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となつた場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

19 日(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

155 (保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用して、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

(内部

第14

(修

第1

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用者・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があつた場合

(一)
第2:

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

(期)
第2:

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帶
第3C)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡しが完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財産
第3)

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を取去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)。

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議
第3)

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(管轄
第3)

(特約
第3)

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に對し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号

			16
--	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<input type="text"/> 5 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 28 日 <small>他</small>	支 出 額	<small>百万 千 円</small> <input type="text"/> 2 1 0 8 7
使 途	駐車場代 (平成25.4~6月分)		

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7.810×3月×9/10

貢献活動に使用する割合が9/10以上あるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

川口信用金庫

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2023年04月28日～2023年04月28日 照会件数：7件

2023年05月06日 16時08分58秒時点の情報です。

全件数：7件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年04月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	円
				円
				円
				円

川口信用金庫

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED] 支店	普通	[REDACTED]	タバシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2023年05月29日～2023年05月29日 照会件数：4件

2023年06月09日 15時22分25秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[REDACTED]				[REDACTED] 円
2023年05月29 日	7,810円		R K S (ダイワ	[REDACTED] 円



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タバシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2023年06月28日～2023年06月28日 照会件数：2件

2023年06月30日 15時32分42秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
				円
2023年06月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	円

全件数：2件

整理番号

14

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<input type="text"/> 5 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 28 日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 9900
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所カードシステム $11000 \times 0.9 = 9900$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途('ただし、〇〇代として'など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

機種番号

1
ト

1

領収証記入欄

※ 機種番号には、校番を記入すること。

埼玉県議会議員団

請求書番号：20230308026408

1 / 1

請求書作成年月日 2023 年 03 月 08 日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目第二ビル7階

綜合警備保障株式会社
埼玉西支社

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きままでの、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申します。

お振替日 2023 年 04 月 28 日

前回ご請求額 ご入金額 今回ご請求額 ご請求額合計

件名・品名／備考	数量	単位	単価	金額	消費税等	合計
2023/05月度ALSOKガードシステム料金				10,000	10%	11,000
001 小川 ただし事務所						
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
お支払方法ご指定の口座よりお振替させて頂きます。	今回ご請求額		10,000	1,000	11,000	

年 - 月 - 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	05-04-28 振替	*11,000	RKS(リカウケイヒ)	
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。

○お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号

15

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<input type="text"/> 5 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 28 日	支 出 額	百万 千 円 <input type="text"/> 1 2 1 8 9 6 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	事務所賃借料 $(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	0017 [REDACTED] * * * * *
取扱店	お取引日	時刻	39841 05-04-28 09:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込 ¥135,000 ¥440
お取引後の残高(円)	おつり *****		
お取引現金内訳 (1万円) 万円	(5千円) 千円	(1千円) 千円	(硬貨) 円
[振込手数料]			
お振込明細またはご案内			
電信			
おサイタマケソシソキン 受サカト			
普通 8289798			
ファイソステート(カ様)			
登録番号 0005			
オカ"ワタタ"シセイムカット"ウツ"ムリヨ様			
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納付につき浦和 税務署承認済	
	[REDACTED]	*****	
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →			

お使用すること。

*領収書等には、①年月日、②金額、③便通りたなし、④ついでしょに支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借用)

令和4年2月12日

小川 直志 様

この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申しあげます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地登録番号	■■■■■
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士名	■■■■■
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者名	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファインエーステート株式会社 代表取締役 伊東 TEL049-288-1101	業務に従事する事務所の所在地 事務所の所在地域 商号・名称	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファインエーステート株式会社 TEL 049-288-1101
1. 物件の表示等	■■■■■	取引態様	媒介 課税業者
所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2	床面積	63.10m ²
物件名	八幡店舗	交 通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
種類	店舗併用住宅	貸 主	氏名: ■■■■■ 住所: ■■■■■
構造	木造	管理の委託先	ファインエーステート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101.

3. 設備状況等

水道公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	0.49(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力 0.120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス 0.120-352-025
排水	水公共下水管	ガス台無
台所	専用	冷暖房無
トイレ	専用(水洗)	電話設置(可)
浴室	無	
給湯	湯沸有(残置物扱い)	※店舗内のものは全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(□ :該当する法令名を○で囲むこと)

- 新住毛市街地開発法
- 新都市基盤整備法
- 流通業務市街地の整備に関する法律
- 農地法
- 当該建物が土砂災害警戒区域内外か否か
- 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か
- 当該宅地建物が津波災害警戒区域内外か否か
- 当該宅地建物が津波災害警戒区域内外か否か

8. アスペクトの調査に関する(やっていない)

- 耐震診断について
昭和66年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)
- 契約の種類及び期間

種類	期間	賃料	賃料の支払時期	賃料の支払方法	賃料の更新期間	賃料の用途制限	賃料の利用制限	賃料の更新に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項	賃料の償却額の予定等に関する事項
普通賃貸借	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)	135,000円(税込み)※管理費込み	毎月末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)	金	2ヶ月分	2ヶ月分	ペット不可・楽器不可・	(有)	1.協議の上3年毎に更新することができる 2.更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3.賃料の相違の原因による賃料の不相当など)	1.賃料の相違の原因による賃料の不相当など 2.一定の範囲の原状回復費用として敷金が充當される予定(有) 3.原状回復義務の範囲(故障や不具合の修理、借主の責任によつて生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)	1.賃料の相違の原因による賃料の不相当など 2.一定の範囲の原状回復費用として敷金が充當される予定(有) 3.原状回復義務の範囲(故障や不具合の修理、借主の責任によつて生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)	1.賃料の相違の原因による賃料の不相当など 2.一定の範囲の原状回復費用として敷金が充當される予定(有) 3.原状回復義務の範囲(故障や不具合の修理、借主の責任によつて生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)	1.賃料の相違の原因による賃料の不相当など 2.一定の範囲の原状回復費用として敷金が充當される予定(有) 3.原状回復義務の範囲(故障や不具合の修理、借主の責任によつて生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)	1.賃料の相違の原因による賃料の不相当など 2.一定の範囲の原状回復費用として敷金が充當される予定(有) 3.原状回復義務の範囲(故障や不具合の修理、借主の責任によつて生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
11. 賃貸条件														
12. 傷害賃償額の予定等に関する事項														
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賃償を請求します ②借主は本契約が解除または終了したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除または終了した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければなりません														
13. 契約の解除に関する事項														
①借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払つて即時解約できます ②借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなならないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行為や、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の趣旨が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。														
14. 建物完成時の形状・構造等														
15. 支払金または預り金の保全措置の概要														
16. 金銭貸借のあっせん														
17. 供託所等に開示する説明														
④農地法														
以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要な事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額135,000円を支払うことを承諾しました														
令和4年2月12日														
住所														

() 頃迄

令和4年2月12日

整理番号

4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	15 年 5 月 29 日 6 28	支出額	百万 千 円 4 5 0 9 0
使 途	事務所馬主車場代 $16,700 \times 0.9 = 15,030$ × 3ヶ月		

領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団	
口座名義 松井弓八			
■ 05-04-28 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワ	別紙明細	
05-05-29 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワ		
■ 05-06-28 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワ	[振込手数料]	
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。			
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)			

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場			駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1							
賃料	金 16,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料	ヶ月分(税別)	
敷金	金	円也	保証金		円	礼金	円	
契約車	車種	社用車	色		登録番号			
契約期間	2020年11月12日		から	2022年11月11日		迄		

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 松井弘政活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。
乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
六、その他本契約に違反した時。
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)
又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但しそれは予告に代え
壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出るものとする。
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。
敷金返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盜難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各原本を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人
(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人
(乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4266

勤務先名 _____ TEL _____

勤務先住所 _____

緊急時連絡先
住所 [REDACTED]

緊急時連絡先
氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011

かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己

免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号

登録番号 ([REDACTED])

宅地建物取引士 [REDACTED]

更 新 契 約 書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所

(以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場(以下、「本件駐車場」という。)の更新に関し、次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場		駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1			
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日		迄の 2 年間とする。	
賃 料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)			
更新料	新賃料の ケ月分 乙は甲に支払うものとします。		更新手数料	新賃料の 1 ケ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷 金	金 円也 を既に預託済みである。			
保証金	金 円也 を既に預託済みである。			

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に□を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	[REDACTED] 社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各窓口を保有する。

2022年 9月 29 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17	
	氏 名	松井 弘政務活動事務所	
	TEL	048-483-4256	携帯TEL
	勤務先	[REDACTED]	
	勤務先住所	[REDACTED]	
	勤務先TEL	[REDACTED]	
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	松井 弘	借主との関係 本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL [REDACTED]
	勤務先	[REDACTED]	
	勤務先住所	[REDACTED]	
	勤務先TEL	[REDACTED]	

〈仲介業者〉

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号

かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克

免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750

宅地建物取引士

登録番号

印

P8501

整理番号 5

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	0 5 年 0 4 月 2 8 日
支 出 額	百万 千 1 9 8 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 110000*2=220000 220000*0.9=198000
使 途	事務所 5月、6月、賃料 管理費含む
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲といふ) と借主 松澤正 (以下乙といふ) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙といふ) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約といふ) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83m² (約25坪) 登記面積 91.02m² その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし
敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内
火災等保険料 なし
契約期間令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間
借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 [REDACTED]
振込 振込先 [REDACTED]
名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料はこの負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

	附着施設	和室					
その他 の 他	實　每 千　る 鍵一覧						

(特約事項)

1. 共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

	貸　主・甲	借　主・乙
住　所		〒342-0042 吉川市大字中野100番地3
電話番号		048-982-8172
氏　名		松　翠　正

連帯保証人西			
--------	--	--	--

整理番号

44

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年4月28日、5月31日	
支出額	百万	千
	2	3
※ 政務活動費を充当した金額を記載		4
政務活動に使用する割合が9/10以上あるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円 × 9/10 × 2ヶ月 = 234,000円)		0
使 途	5.6月分事務所賃借料	
支 出 先	[REDACTED]	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	木暮ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	3P.67m ² (12坪)	保証金 金	¥360,000円 (年 一 %償却) 金 無利息とする
賃料総額	月々金 ¥120,000-	（うち消費税額	円）
共益費	月々金 ¥10,000円	備考	水道料、電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月~~未~~日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剩余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分のうえ債務に充当しても乙は異議なきこと。

(1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

(2) 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。

(3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡さなければならない。

(1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。

(2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。

(3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

八家賃振込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控
1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人（甲） 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人（乙） 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] [REDACTED]
本籍地 [REDACTED]
勤務先 _____
電話番号 594-1600

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

整理番号

		1	5
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費	

支出年月日	[] 5 年 [] 4 月 [] 2 8 日 他	支出額	百万 千 円 [] [] 2 3 7 6
使 途	4 ~ 6 月分ダスキン使用料（事務所用） (按分の積算方法 2,970 円 × 8/10)		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
No. 0000946908
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 4月 28日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回取	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号		1	5	-	2
------	--	---	---	---	---

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書
 () No. 0000951445
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 5月26日 次回は 月 日 曜日 []

商 品 名	数 量	金 領	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990 ← []

納品・領収書
 () No. 0000954399
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 6月23日 次回は 7月21日 金曜日 []

商 品 名	数 量	金 領	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990 ← []

整理番号

--	--	--

 - 3

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	05年04月28日	支出額	百万 千 円 18000 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	事務所窓ガラスフレーム剥離代として $20,000 \times 0.9 = 18,000$ <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</small>		

領 収 書 等 貼 付 欄 ③ 事務所窓ガラス(看板)フレーム剥離代として

領 収 証

No._____

須賀 敏史 様

R5年4月28日

★¥20,000,-

但し シート剥離代として(事務所)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

※

※

※

有限会社 シムラ工芸

埼玉県戸田市本町1-3-17

TEL 048(443)0247

FAX 048(443)8364

(記載)

整理番号

0	0	0	9	-
---	---	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、
領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 : 調査研究費	2 : グループ活動費	
【広聴・広報活動費】			
	3 : 広聴費	4 : 要請・陳情等活動費	5 : 広報費
【経常的経費】			
	6 : 人件費	7 : 事務所費	8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費	10 : 交通費	

支出年月日	05年04月28日他						
支出額	百万 千 <table border="1"><tr><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 賃貸料 一か月 50,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000)	1	0	5	0	0	0
1	0	5	0	0	0		
使途	5月分～7月分 事務所賃借料						
支出先	株式会社末広不動産						

上記のとおり支出了しました。

支出者名

杉田 茂実



0009-2

事 業 用 賃 貸 借 契 約 書

貸主 株式会社未広不動産 (以下「甲」という。) と借主 杉田 茂実 (以下「乙」という。) と、連帯保証人 (以下「丙」という。) とは、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1）目的物件の表示

建 物	名 称	本町1丁目店舗 1・2階	
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地	
	(登記簿)	熊谷市本町一丁目 181番地	
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建	
	種 類	事務所	新築年月 昭和40年5月
面 積	264.30m ² (79.95坪) ※専有部分面積		
賃貸方法	事業用賃貸借契約		
附 属 施 設			

頭書（2）事業内容（具体的に記載すること）

埼玉県議会議員事務所

頭書（3）契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

0009-3

頭書（4）賃料等

賃料	月額 50,000円 45,455 円 + 消費税 10%相当分 4,545 円	—	—	—	—
敷金		—	—	—	—
火災保険	保険証券の写し要提出	—	—	—	—
—		—	—	—	—

その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本数		
賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分を振込		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書（5）借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 戎実
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	048-526-1013 (名称・部署名) 課
	(携帯) TEL	090-3211-6225

頭書（6）貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社末広不動産
	住所 埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地

管理業者	商号又は名称 株式会社末広不動産
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 TEL 048-522-1112
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4656
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 [REDACTED] 賃貸不動産経営管理士：登録番号 [REDACTED]号
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 貸主と同じ
	住所 貸主と同じ

0009-4

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、隨時に本契約を終了することができる。
※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0009-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	印	TEL 048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	印	TEL 090-3211-6225
	住所	熊谷市小江川 894番地		
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額 初回契約時賃料等の	ヶ月分 (円)	
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額 初回契約時賃料等の	ヶ月分 (円)	
保証機関				

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 印	代表者の氏名	印
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		免許証番号	
免許年月日	平成30年 7月11日		免許年月日	
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	印
	登録番号	[REDACTED]号	登録番号	
業務に従事する事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する事務所名		
	事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	事務所所在地	

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

0009-6

契 約 案 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条（A）乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき1%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条（B）乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

0009-7

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 カ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
三 騒音等の迷惑行為を行うこと
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合は、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕（柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体）を行わなければならない。
ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕
4 本物件内に破損箇所が生じたときは、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
五 銀行取引の停止
六 破産手続きの開始

0009-8

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする

0009-9

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。